

〔2〕 広報おおだて

3校（真中、二井田、杉沢）の統合など決まる

臨時市議会が去る1月21日に招集され、提案した「大館市大滝温泉集中管理設備工事の請負契約の締結について」ならびに、この設備工事に伴なう温泉開発特別会計の補正予算案、そして、昨12月定例市議会で継続審査としていた「大館市立、小、中学校に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案」の3件を審議しました。

その結果、前2議案は原案どおり可決し、約4,900万円で大滝温泉の温泉集中管理設備工事に着工することになりました。

また、後段のいわゆる南小学校から、真中小学校を独立させるというこの議案は、多数で否決されたため、真中、二井田、杉沢の3校統合（南小学校）が今議会で本決りとなり、3校統合問題に終止符をうち、1月24日、4日間にわたる臨時議会の日程を終えました。

統合は子どもの将来を考えて……

真中、二井田、杉沢の3校統合問題は昨年9月の定例市議会で「南小学校」として、昭和51年4月1日から発足することが決ったものです。

しかし、3校統合が決った後「真中小学校を守る会」がこの統合に反対し、地方自治法74条1項に基づいて条例改廃



の署名運動を展開、結局、有権者総数の50分の1以上の署名によって直接請求が成立し、1月28日受理しました。

直接請求が成立したことによって、市長はこれを受理した日から20日以内に議会を招集しなければならないことになっていますが、ちょうど、1月22日定例市議会がその期間内であったため、1月26日定例会に「大館市小中学校に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案」として提出したところ、十分審議を尽そうということから、この条例案を閉会中審査として教育産業委員会に審議、付託された教産委員会では、12月26日から6回にわたって開催、1月11日反対多数で条例改正案を否決されています。そして、1月23日の臨時市議会の最終日に再度、本会議で審議した結果、会期を1日延長し1月24日の早朝直接請求による条例改正案を否決し3校統合

問題は既定方針どおり、昭和51年4月1日から南小学校として創設されることになりました。

真中小を守る会では、統合反対の理由として、恵まれた環境、統合校舎が遠距離にあることなど17項目を上げています。しかし、学校統合に対する市の考え方として、適正規模によってこそ、より良い教育条件が生まれ、教育効果が上がるもとの考え方を明らかにしました。

具体的には、統合によって養護教諭や事務職員の配置、施設面では理科室、図工室等をはじめ体育館の併設など教育設備が良くなることは今までありません。このような観点から3校の統合を計画したものであり、近代設備と充実した教育内容のもとに教育を受けさせることは、子どもたちの将来にとって最も大切なことではないでしょうか。

こういう意味あいから、3校統合に関する市の教育方針をご理解していただきご協力願えれば幸いです。

「住民異動届」は忘れずに……

市外から転入したときや、市外へ転出するとき、および市内で住所を変更するときは、必ず市民課（十二所地区は十二所出張所、花矢地区は花矢支所）へ「住民異動届」を提出しなければなりません。

この届け出をしないままにしておくと自分の権利である選挙権の行使や、国民健康保険の給付資格、国民年金の受給資格、老人医療費の受給資格、母子栄養食品の受給資格、0才児医療費の受給資格予防接種の通知が受けられない場合があります。

また、出生や死亡の際の届出はもちろん必要ですが世帯主変更や世帯分離、そして、国保から社会保険に加入するときや、その逆に会社を退職して国保に加入する場合も異動届けが必要です。

届出の際に持参するものはつぎのとおりです。（いずれも印鑑が必要です）

転入の場合

- ・転出証明書（前住所地の市町村で発行）
- ・国民健康保険証
- ・国民年金手帳（加入者のみ）

転出、転居、世帯変更の場合

- ・国民健康保険証（加入者のみ）

国保から社会保険に加入した場合

- ・国民健康保険証と新しく加入了した社会保険証

社会保険を離脱し、国保に加入する場合

- ・被用者保険離脱証明書（離脱した事業所の証明で、用紙は市民課、十二所出張所、花矢支所にあります）
- ・離脱前からその世帯で国保に加入している者がある場合は、その国民健康保険証。



△出生届、死亡届の場合

出生地、死亡地
本籍地、住民登録地のいずれでもできます。

出生の場合

- ・出生届（本籍地が大館市でない場合は2通必要です）

- ・母子手帳

- ・国保に加入させる必要がある場合は、国民健康保険証

死亡の場合

- ・死亡届（本籍地が大館市でない場合は2通必要です）

- ・死者の住所が大館市にあり、国保加入者である場合は国民健康保険証

- ・その他、不明な点は、お出でになる前に問い合わせください。

市民課 2-1212、内線232

花矢支所 6-2212

十二所出張所 十二所1番

<商工観光課> 課長・斎藤稔

- ◆商工係
- ◆商業および鉱工業に関すること。
- ◆商工業の金融に関すること。
- ◆発明、実用新案および意匠等に関すること。
- ◆中小企業の育成に関すること。
- ◆企業誘致に関すること。
- ◆計量器に関すること。
- ◆勤労青少年および勤労婦人に関するこ。
- ◆勤労青少年プール（幼児プール含む）に関すること。
- ◆勤労会館に関すること。
- ◆技能センターに関すること。
- ◆内職あっせんに関すること。
- ◆鉱山所在市町村協議会に関すること。
- 観光係
- ◆観光宣伝および観光振興に関するこ。
- ◆温泉審議会に関するこ。
- ◆温泉の開発および施設の管理ならびに使用料、加入金に関するこ。
- ◆観光施設整備基金の管理に関するこ。
- ◆その他観光に関するこ。



<清掃課> 課長・原田辰夫

- 管理係
- ◆環境衛生思想の普及高揚に関するこ。
- ◆汚物の収集、運搬に関するこ。
- ◆清掃および消毒に関するこ。
- ◆汚物の不法投棄防止に関するこ。
- ◆そそく、鼠虫駆除に関するこ。
- ◆公衆便所に関するこ。
- ◆所管に属する使用料および手数料の徵収に関するこ。
- ◆所管に属する行政財産の管理に関するこ。
- ◆その他清掃に関するこ。
- 業務係
- ◆汚物の処理に関するこ。
- ◆ごみ捨場用地に関するこ。

特別土地保有税を新設

本年度法律が改正され、特別土地保有税という税目が市税として新しく創設されました。

この税は、昭和48年7月1日から同月12月31日までの間に5,000平方メートル（1,500坪）以上の土地を取得した方、および、昭和44年1月1日以降に取得した土地で昭和49年1月1日現在5,000平方メートル以上を所有している方が、特別土地保有税の申告をしなければならないことになります。

申告書は税務課にありますから該当者は洩れなく申告するようにしてください。申告期日は、昭和48年7月1日以降5,000平方メートルの土地を取得さ

れた分については昭和49年2月末日、昭和44年1月1日以降に取得した土地で昭和49年1月1日現在5,000平方メートル以上の土地を所有する分については、昭和49年5月31日までにそれぞれ申告し、税金を納入していただくことになります。

税率は取得価額に取得の場合は3%，保有の場合は1.4%を乗じて得た額から不動産取得税または、固定資産相当額を差し引いた額が特別土地保有税となります。

特別土地保有税は以上のような内容の税であります詳しいことは市役所税務課に問い合わせしてください。

これでは除雪できません



今年は、例年になく積雪が多く、市の除雪車も毎日のように出勤して主要路線の確保にあたっています。除雪作業で一番困ることは、道路上への駐車と道路上への雪捨てが多いことです。せっかく出動しても満足に除雪できない場合が多いので駐車禁止以下の道路でも、なるべく駐車をご遠慮ください。また、道路上への雪捨ては絶対しないようご協力をお願いします。